

新！ ひのっ子すくすくプランの策定方針

第2期日野市子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育てを取り巻く背景と動向

- ・人口減少 ・少子高齢化の進行
 - ・核家族世帯やひとり親世帯の増加
 - ・非正規雇用の増加や女性の就労率の高まり
 - ・放課後の子どもの居場所づくり
 - ・子育ての孤立化 ・子どもの虐待
 - ・子どもの貧困などへの対策 など
様々な課題への対応が求められている
-
- ・平成 27 年「子ども・子育て支援法関連3法」の施行
 - ・平成 27 年1月公表「保育士確保プラン」や平成 28 年6月閣議決定「日本一億総活躍プラン」による保育士の確保、処遇改善
 - ・平成 29 年6月公表「子育て安心プラン」では令和2年度（2020 年度）末までに全国の待機児童を解消、女性の就業率 80%の達成を掲げている
 - ・平成 30 年9月公表「新・放課後子ども総合プラン」では、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるように放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を計画的に整備
 - ・平成 31 年5月の子ども・子育て支援法一部改正に伴い、10月より幼児教育無償化を実施（予定）

2 策定の主旨

- ①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
 - ②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ③地域の子ども・子育て支援の充実
- に向け、現計画が令和1年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、社会状況の変化に対応しつつ、計画を改定する。また、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子ども・子育ての支援を目指していく

3 計画の位置付けと期間

- ・本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市町村に策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・本計画は、日野市総合計画や関連する分野別計画との整合性を図り策定
- ・また、次世代育成支援対策推進行動計画については、義務策定から任意策定に変更されているが、その考えや取組を包含して子ども・子育て支援事業を総合的に推進していく
- ・本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする

4 国の方針（見込み量算定の考え方）

- 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（8/24）
- ・2020 年度末までに待機児童をゼロにするよう確保方策を設定
- ・トレンドや政策動向、地域の実情等の考慮
- ・共働き等家庭の子どもの幼稚園利用ニーズの正確な把握
- ・企業主導型保育施設の地域枠の活用
- ・子育て短期支援事業の適切な見込み
- ・利用者支援事業を基本型・特定型と母子保健型を分けて見込む など
- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童健全育成事業に係る「量の見込み」の算出等の考え方（12/27）
- ・放課後児童健全育成事業の量の見込を学年ごとに算出し、小学校6年生までの量を見込む など

5 その他の国の動き

- ・子ども・若者育成支援推進法
 - ・子供の貧困対策に関する大綱
 - ・自殺総合対策大綱
- など

6 計画の策定体制

- (1)「日野市子ども・子育て支援会議」の設置
- (2) 市民ニーズ調査の実施
- (3) パブリックコメントの実施
- (4) 行政機関の計画策定体制の整備

7 ニーズ調査結果等から見た日野市の子ども・子育ての重点課題

- 子どもの人口が減少することが予測される中、母親の就業率が増加や保護者の就労形態の変化を踏まえて、保育所及び学童クラブの利用者のニーズに対応すること。
- 学童クラブについては、必要とする児童全員の受け入れと育成環境が充実できるよう民間活力を積極的に取り入れて、計画的な整備を行うこと。
- 保育士及び支援員等の担い手の確保をしていくこと。
- 児童館機能の充実と職員の専門職化を目指すこと。
- 保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないように、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠、出産、産後、子育て期における切れ目のない支援を行うこと。
- 複雑化かつ深刻化した相談内容に対応するため、専門相談できる体制の整備や専門機関同士の連携を行うこと。
- 支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うこと。
- 体験的な学習活動を通じて子どもの創造性と自主性を育む教育を充実させていくこと。
- 子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、子どもが利用する空間を、地域ぐるみで見守る意識を高めること。

9 次期計画の基本理念・基本的視点・基本目標（案）

- 【基本理念】 子どもが育ち・子どもと育つ 寄り添う地域・あふれる笑顔
- 【基本的な視点】 子育て 親育ち 次世代育ち 地域育ち
- 【基本目標】
 - I 子育ての豊かさと楽しさの発見
 - II 切れ目なく一人ひとりを大切にす支援の充実（新規）
 - III 一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育ち
 - IV 共に生き、互いに育てあうまち
 - V 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

8 次期計画の目次構成（案）

- 第1章 計画の策定にあたって
 - 1 計画策定の趣旨
 - 2 計画の位置付けと期間
 - 3 計画の策定体制
 - 4 現計画の評価
- 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状
 - 1 子どもの人口の現状
 - 2 教育・保育施設の現状
 - 3 主な地域の子育て支援の現状
- 第3章 計画の基本的な考え方
 - 1 基本理念
 - 2 基本的な視点
 - 3 基本目標
 - 4 計画の体系
- 第4章 子ども・子育て支援施策の推進方策

※基本目標別に施策を展開

 - 1 教育・保育提供区域の設定
 - 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の圏域の考え方
 - 3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方
 - 4 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 5 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 第6章 計画の進行管理
 - 1 推進体制の強化